家庭ごみ有料化に向けて 市民意見交換会を開催します

市では家庭ごみの減量を図るために、有料化の実施を検討しています。このたび、家庭ごみの排出状況、有料化に伴う収集方法の変更や課金方法などについて説明を行い、広く市民の皆さんからご意見を頂くため、次の日程（1日2回、2日間開催）で市民意見交換会を開催します。

【日時・会場】次の通り

①10月13日（土）＝午前9時半～11時半、市民プラザホールで▼**同日**＝午後1時半～3時半、西部地域センター多目的ホールで

②10月20日（土）＝午前9時半～11時半、東部地域センター講習室で▼**同日**＝午後1時半～3時半、南部地域センター講習室1・2で

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

分別収集にさらなるご理解を頂くため

「プラスチック製容器包装ビデオ出前講座」DVDを貸し出します

市では、18年度から「容器包装プラスチック」の分別収集を市民の皆さんにご協力頂き実施しています。23年度の同プラスチック回収量は、年間で1445・6㌧になっています。

しかしながら、分別した中には対象外のもの（夾雑物）がいまだに多く含まれているため（23年度は36・71㌧）、市民の皆さんに分別収集のさらなるご理解を頂きたく、このたび「ビデオ出前講座」（DVD）の貸し出しを行います。

DVDの内容は、①「ベール品質とは？」②「分別排出のポイント」の2部構成で作成されています。特に分別排出については、市民の皆さんを対象とした内容となっています。

【貸し出し場所】ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）

詳しくは同課☎473・2117へ。

柳泉園組合

宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れを開始しました

23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方において膨大な量の災害廃棄物が発生しました。

東久留米市、清瀬市、西東京市の3市で構成する一部事務組合である柳泉園組合では、23年11月24日、女川町、宮城県、東京都市長会、東京都の4者が、宮城県女川町の災害廃棄物を多摩地域で焼却処理することに合意したことを受け、9月10日（月）から災害廃棄物の受け入れを開始しました。

概要は次の通りです。

【受け入れ期間】9月10日（月）～25年3月31日（日）

【受け入れ予定量】1日当たり約20㌧（年間2760㌧予定）

【受け入れ日】月曜～金曜日

【受け入れ方法】密封された専用コンテナにより柳泉園組合に搬入。敷地内で開封後、可燃ごみのピットに投入し、市内から収集したごみと混合して焼却（災害廃棄物の混合比率は10㌫以下）

【焼却灰の搬出】通常の可燃ごみと同様に、東京たま広域資源循環組合が運営する多摩地域の最終処分場である日の出町の二ツ塚処分場へ搬出します

今後、支援状況は市ホームページで随時更新し、お知らせしていきます。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

秋の谷戸沢処分場で自然観察をしてみませんか

廃棄物の埋め立てが終了し、自然が回復している谷戸沢処分場（日の出町平井）で、黄金色のススキ原散策やカヤネズミの巣探しなど、秋の動植物と触れ合ってみませんか。受け付けは9月18日（火）～11月8日（木）の火曜日と木曜日に、1日1グループに限ります。

参加申し込み方法など、詳しくは電話で東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場☎042・597・7881、または同組合ホームページを（http://www.tamajunkankumiai.com/）ご覧ください。

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

報告書が提出されました

市では23年12月、公共施設使用料などについて、市民参加による東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会に検討を依頼しました。

同委員会で検討を重ねた結果、8月28日に市長あてに報告書が提出されました。

報告書は9月18日（火）から、パブリックコメントで頂いたご意見を含めて、市ホームページのほか、市政情報コーナー（市役所2階）、東部・南部・西部の各地域センター、男女平等推進センター、浅間町・野火止・八幡町・南町・中央町の各地区センター、さいわい福祉センター、わくわく健康プラザ、スポーツセンター、生涯学習センター、青少年センターでご覧頂けます。

詳しくは財政課☎470・7706へ。

地球環境にやさしい社会を目指して、ごみの減量について考えていこう！ ⑥

有害ごみの行方

乾電池や蛍光管、水銀式体温計などの有害ごみは、柳泉園組合に搬入された後、北海道北見市にある、野村興産イトムカ鉱業所に搬入されます。

有害物質の分離

蛍光管はアルミや銅などの金属類、ガラス、水銀に分別されます。また、乾電池はアルミやマンガン、亜鉛、鉄などの重金属に分別されます。

蛍光管や乾電池に含まれる有害物質である水銀は、高温で焙煎（ばいせん）することにより気化させ、再び冷却することにより液体の水銀として取り出します。

再生利用

アルミや亜鉛、鉄は、それぞれ製品の原料にリサイクルされます。マンガンは肥料の原料に、ガラスは建築用断熱材や、セメント原料にリサイクルされます。取り出した水銀は、水銀試薬などの研究用に使われるほか、再度、蛍光管の原料用にリサイクルされます。

環境への負荷が少ない社会実現のためにも、正しく分別し、ごみの減量・資源化にご協力をお願いします。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

災害時に、一人での避難が困難な方の申請を受け付けます

市では、地震や火災、洪水などの災害が発生したときに、自力での避難が困難な方を対象に迅速・的確に安否確認や避難の介助を行う「災害時要援護者登録・支援制度」による要援護者登録の申請を、随時受け付けています。

申請書配布および受け付けは、防災防犯課（市役所2階）・障害福祉課・介護福祉課（以上、市役所1階）の各課で、平日の午前8時半～午後5時（正午～午後1時を除く）で行います。なお、記入された情報を目的以外に使用することはありません。

市では、今年3月に「東久留米市災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。

この計画は、災害時要援護者の特徴を理解していただき、地域の防災活動の取り組みとして災害時要援護者支援の輪が広がり、災害時要援護者一人ひとりの具体的な避難支援計画策定の際の一助となる指針として策定したものです。

同計画の冊子は、各図書館および市政情報コーナー（市役所2階）のほか、市ホームページで閲覧できます。同計画を基に、要援護者の皆さんの避難支援に取り組んでいきましょう。

※すでに申請した方は、内容に変更がない限り、申請は不要です。

【申請の対象となる方】次のいずれかに該当する在宅の方（左記の基準は目安です）

①75歳以上の高齢者のみの世帯の方で、自力での避難が困難な方②介護保険において要介護度3以上の方③身体障害者手帳1～3級の方④愛の手帳1～3度の方⑤精神障害者保健福祉手帳1級の方

右記の対象とならない方でも、自分で避難所に行くことが困難と思われる方は、防災防犯課、障害福祉課、介護福祉課☎470・7777へ、ご相談ください。

高齢者など、災害時要援護者を災害から守りましょう

建物火災で最も多いのが、住宅や共同住宅など住まいからの火災です。また、火災による死者のほとんどが、これら住宅や共同住宅からの火災で発生しています。そして、火災による死者の半数以上が、65歳以上の高齢者や身体の不自由な方です。

東京消防庁では「消防のふれあいネットワークづくり」をスローガンとして、火災や地震などの災害が発生した場合に、自主防災組織など、隣り近所の皆さんの協力を得て、救出や救助がスムーズに行われるよう、協力体制づくりを進めています。

特に一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方は、日頃から地域社会に積極的に参加するなどして、近所とのつながりを持ちましょう。近隣の方は、いざというときのため、日頃から一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方を見守ってください。

防火防災標語を募集します

東京消防庁では、東京の安心と安全を呼び掛ける防火防災標語を募集しています。今年の公募標語は次の通りです。

◎防火標語

「日常の火災を防ぐ防火標語」と題して、家庭や職場における火災予防のポイントや方法、または住宅用火災警報器や消火器、防炎品などの住宅用防災機器の設置や維持管理など、日常の防火対策を呼び掛けるものです。

◎救急標語

「大切な命を救う救急標語」と題して、東京版救急受診ガイドおよび救急相談センターの周知・利用促進、応急手当ての知識と技術を身に付け、応急手当ての実施を呼び掛けるものです。

【応募資格】東京消防庁管内に在住・通勤・通学の方など

申し込みは11月15日（木）までに東久留米消防署防火査察係へ。

申し込み方法など、詳しくは同係☎471・0119へ。

事業者の皆さんへ

電子入札テストを実施します

市では25年度からの電子入札の本格実施を前に、市内事業者を対象に東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札テストを実施します。ぜひご参加ください。

【参加資格】電子調達サービスに登録があり、市内に本店、支店または営業所などを有する事業者

電子入札テストへの申し込みは、10月3日（水）までに電子入札テスト参加申込書をメール（kanzai@city.higashikurume.lg.jp）またはファクス（470・7804）で管財課あてに送信してください

※参加申込書などは9月14日（金）から、市ホームページの「市政を身近に」→「入札・契約」から取得してください。

詳しくは同課契約係☎470・7718へ。

市税などの納付にご協力ください

10月1日（月）は、国民健康保険税第3期、後期高齢者医療保険料第3期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。